

日南市における営業所の専任技術者に係る主任技術者等の兼務に関する運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、建設業法（昭和24年法律第100号）、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国総建第315号）及び営業所における専任の技術者の取扱いについて（平成15年国総建第18号）で規定する建設工事の適正な施工を図るため、工事現場における技術上の管理を行う主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の兼務について、定めるもののほか、本市が発注する建設工事の適正な履行を促すため、営業所の専任技術者が主任技術者等及び現場代理人を兼務することについて必要な事項を定めるものとする。

(主任技術者等の兼務を認める要件)

第2条 市内の工事については全て近隣工事として取り扱い、発注者の了解の下、次の要件を全て満たすことにより、市内の営業所の専任技術者が主任技術者等を兼務することを認める。

- (1) 日南市発注の工事であること。
- (2) 請負契約額が4,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）の工事であること。
- (3) 当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること。
- (4) 所属建設業者の経営者であること又は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(現場代理人の兼務を認める要件)

第3条 市内の小規模建設業者等の受注機会を図るため、発注者の了解の下、1件の工事に限り、次の要件を全て満たすことにより、市内の営業所の専任技術者が現場代理人を兼務することを認める。

- (1) 日南市発注の工事であること。
- (2) 請負契約額が500万円未満（建築一式工事は1,500万円未満）の工事であること。
- (3) 当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること。
- (4) 所属建設業者の経営者であること又は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年6月24日から施行する。

(主任技術者・現場代理人等の配置に関する運用基準の廃止)

- 2 主任技術者・現場代理人等の配置に関する運用基準の基準（平成22年制定）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和５年12月20日告示第148号）
この基準は、令和６年１月１日から施行する。